

熊谷市立佐谷田小学校 PTA 規約（案）

- 第1条 この会は、熊谷市立佐谷田小学校(以下「本校」という)PTA と称し事務局を本校内におく。
- 第2条 この会は、本校児童の保護者(以下「P」という)と本校職員(以下「T」という)をもって組織する。
- 第3条 この会は、家庭と学校と地域社会を結び、会員の協力によって本校児童の健全育成を図り、合わせて会員相互の親睦・修養を深めることを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1)教育に関する調査
(2)会員の研修
(3)P と T の懇談
(4)青少年の健全育成
(5)その他この会の目的達成に必要な事項
- 第5条 この会に、次の役員を設置する。
(1)会長 1 名
(2)副会長 5 名 (P4 名・T1 名)
(3)幹事 2 名 (P1 名・T1 名)
(4)会計 2 名 (P1 名・T1 名)
(5)監事 3 名
(6)地区役員
(7)学年委員
ただし、必要に応じて若干名の増員も可とする。
- 第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。
(1)会長は、この会を代表し、会務を総理する。
(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
(3)幹事は、庶務に従事する。
(4)会計は、この会の会計事務に従事する。
(5)監事は、必要に応じ会計の監査を行う。
(6)地区役員はこの会を構成し、その任に当たる。
(7)学年委員はこの会を構成し、その任に当たる。
- 第7条 役員を選出は、次のとおりとする。
(1)会長、副会長は、会員の中から推薦し、総会において承認を得るものとする。総会において承認を得られない場合は、総会において公選する。公選の方法は、その都度定める。投票の場合は、得票数の上位者をもって当選とする。この場合、役員は選挙立会人となって公平を期するものとする。
(2)幹事及び会計は、会員中より会長が委嘱する。
(3)監事は、次の区分により 1 名選出し、総会において承認を得る。
①戸出地区及び平戸地区
②東区及び北区
③南区及び西区
(4)地区役員・学年委員は、次の区分によって選出する。
①地区代表…通学区域を次の地区に分け、各地区ごとに会員より互選する。
東区・西区・南区・北区・戸出地区・平戸地区
②学級代表…全学年、学級 2 名を互選する。
(5)役員の数直しについては、2 年ごとに運営委員会で検討する。
※各役員の再任は、これを妨げない。
- 第8条 会長、副会長、幹事、会計、監事の任期は 1 年とする。但し、再選を妨げない。
(1)地区役員については、地区ごとに定める。
(2)学年委員は、当該学年の終わる迄とする。
(3)補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 第9条 この会に、顧問・参加をおくことができる。
(1)顧問は、運営委員会の推薦により会長が委嘱する。顧問の任期は、委嘱した会長の任期と同じとする。
(2)参加は校長をもってあてる。
- 第10条 この会の会議は、次のとおりとする。
●定期総会●運営委員会●臨時総会
- 第11条 前条の定期総会、運営委員会、臨時総会は、会長が招集する。
議決は、出席者の多数決とする。
可否同数の場合は議長が決するが、制定及び変更は出席会員の 2/3 以上の賛成がなければならない。

第 12 条 総会は、毎年度当初に開催する。但し、臨時に開催することができる。総会は、次のことを審議する。

- (1) 会務の報告
- (2) 決算報告、監査報告及び承認
- (3) 役員承認または、決定
- (4) 決定事項の承認
- (5) 規約の制定ならびに変更
- (6) その他目的に必要な事項

総会は、1/3 以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

総会の議長は、その都度決定する。議長は、幹事の作成する議事録に署名する。

第 13 条 運営委員会は、正副会長、幹事、監事、学年委員、各部の部長、常任で組織し、必要に応じて召集し、会長が議長となり、随時開催し、次のことを審議する。

- (1) 総会決定事項の処理
- (2) 各種原案の企画及び作成立案
- (3) 事業計画案の審議
- (4) 予算案及び決算の審議
- (5) 地区、学年及び専門部の計画と実施についての指示、調整する。
- (6) その他、緊急事項の処理
- (7) 臨時総会の開催の請求

第 14 条 会員との連絡調整を図るために該当地区選出の役員から互選により常任を 1 名ないし 2 名を選出する。常任は、必要に応じ、次のことを行う。

- (1) 運営委員会の決定事項の承認
- (2) 教育問題の研究懇談

第 15 条 学校に対する理解を深めるために学年委員をおく。

学年委員は、互選により、委員長 1 名、副委員長 1 名を選出する。

第 16 条 この会の事業を企画または、実施するために次の専門部を設置する。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 保健体育部
- (4) 環境整備部
- (5) 家庭教育部
- (6) その他運営委員会が必要と認めた部

※専門部は、地区役員・学年委員・教職員で組織する。

※各部は、部員の互選により部長 1 名、副部長 2 名を選出する。

第 17 条 この会の経費は、会費とその他の収入をもってあてる。

第 18 条 この会の会員は、会費を負担しなければならない。会費は、月額一家庭 300 円とする。ただし、会費は、6 月、10 月、1 月の 3 回にて徴収する。

第 19 条 この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 20 条 この会は、次の帳簿を備える。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 規約 | (5) 金銭出納簿 |
| (2) 会員の名簿 | (6) 予算差引簿 |
| (3) 役員の名簿 | (7) 証拠書類 |
| (4) 会費納入袋 | (8) 諸記録その他 |

第 21 条 この会には、別表 1 の会員並びに児童に関する慶弔規定を定める。

第 22 条 この会には、別表 2 の旅費、役員退任の場合等の規定を定める。

この規約は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 58 年 4 月 30 日一部変更

平成 8 年 5 月 10 日一部変更

平成 10 年 5 月 7 日一部変更

平成 11 年 5 月 13 日一部変更

平成 12 年 5 月 15 日一部変更

平成 13 年 5 月 7 日一部変更

平成 15 年 5 月 8 日一部変更

平成 27 年 4 月 24 日一部変更

平成 28 年 2 月 13 日一部変更

平成 29 年 4 月 21 日一部変更

令和 3 年 4 月 24 日一部変更

別表 1

会員並びに児童に関する慶弔規定

- この規定を変更するときは、運営委員会の承認を要するものとする。
- 現在の贈与する場合及び金額等は次の通りである。
 - 弔事の場合

死亡者	香典金額・花輪
教職員本人	香典 10,000 円 及び 花輪 1 基
教職員の父母・配偶者・子	香典 5,000 円
会員	香典 10,000 円 及び 花輪 1 基
児童	香典 10,000 円 及び 花輪 1 基

※上記以外の死亡者の場合には本部役員会で協議して決める。

- 見舞いの場合

お見舞いをする場合	見舞金額
会員（保護者及び教職員）の火災	10,000 円
会員（保護者及び教職員）の入院	20 日間以上の入院となった場合 5,000 円

※上記以外の場合には本部役員会で協議して決める。

- 慶事の場合

（該当なし）

※特別な場合と認められる時は、本部役員会で協議して決める。

別表 2

旅費、役員退任の場合等の規定

- この規定は、役員が佐谷田小学校 P T A の行事及び市 P 連等上部団体の行事に参加し、学区外に出向いたときの交通費、及び、本部役員が退任等をする場合の感謝状及び記念品の贈呈に関する基準について定める。
- この規定の変更については、運営委員会の承認を必要とする。
- 現在の支給基準及び金額は、次の通りである。
 - 交通費

場 所	金額
40km 以内	一律 400 円
40km を越える場合	運賃に相当する額

- 本部役員が退任する場合

役 職	贈呈内容
会長	感謝状 及び 記念品 (5,000 円程度)
副会長・幹事・監事・会計	感謝状 及び 記念品 (3,000 円程度)